

第3節 自然と人がふれあう潤いのある広島

1 優れた自然環境と生物多様性の保全

(1) 森林

森林は、水源かん養，山地災害防止，地球温暖化防止，生活環境保全，保健休養，生物多様性の保全などの多様な機能を有しています。

森林面積は、県土面積の約7割に当たる614,504ha（平成14年4月現在，全国第10位）であり、横ばいで推移しています。また，森林蓄積量は微増傾向にあります。

現存植生は99%以上が代償植生¹であり，自然植生は非常に貴重なものとなっています。

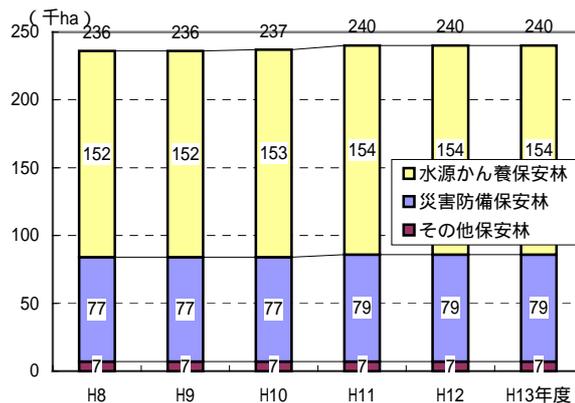
・貴重な植生としては、中国山地の3つの侵食面にほぼ対応して、ブナ群系，ツガ群系，シイノキ群系の3つの原植生（自然植生）²が残存している。

全森林面積に対する保安林率は39%に達し，県土の保全，水源のかん養，土砂の流出その他災害の防備，レクリエーションの場の提供など，森林の公益的機能の維持増進に大きな役割を果たしています。

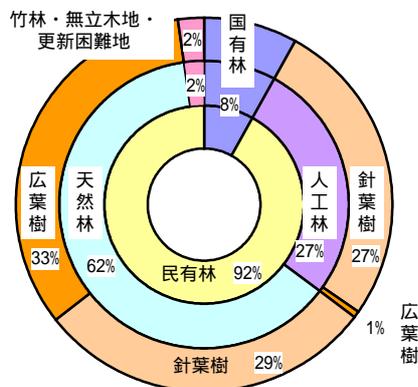
・保安林面積は民有林の35%，国有林の84%にあたる約239,000haであり，水源涵養保安林が大半を占めている。

所有形態別にみると，国有林が49,100haで全体の8%に過ぎず，残りの565,404haが民有林で92%を占めています。

・民有林面積の樹種別分布は，その32%が天然マツ林で，中南部地域を中心に広く分布し，本県の森林を特徴付けている。また，36%は天然広葉樹林で，北部山地を中心に分布している。一方，スギ，ヒノキ等の人工林は30%を占め，北西部及び東北部を中心に広く分布しているが，その割合は全国平均（46%）に比べてかなり低くなっている。



第35図 保安林面積 (出典：県環境白書)

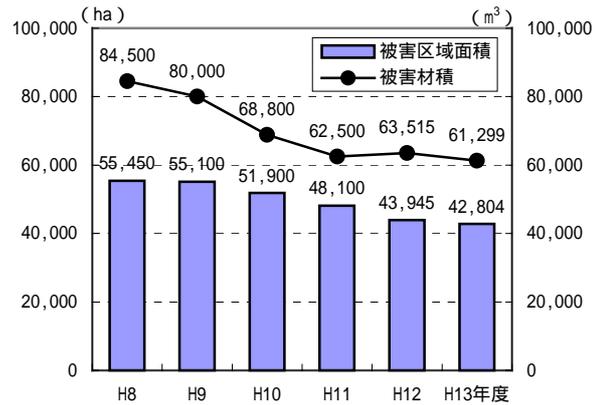


第36図 森林面積の所有別，樹種別内訳 (出典：県環境白書)

¹ 代償植生：本来の自然植生の代償として，何らかの人為的干渉によって成立し，持続している植物群落。アカマツ林等の二次林，スギ，ヒノキ植林等の人工林，畑の雑草群落等。

² 原植生（自然植生）：人間が影響を加える直前までの植生を原植生と呼び，ある程度人間の影響を受けていても，原植生と種の組合せがほとんど同じ植生を自然植生と呼ぶ。

- ・国産材の価格の低迷,経営コストの継続的な増加に伴い,林業の採算性は著しく低下し,国の「森林・林業基本計画³」に示された目標の達成が厳しい状況にある。
- ・松くい虫による被害は県内全域に広がっているものの,被害区域面積は概ね横ばいで推移している。
森林火災は,瀬戸内海沿岸部を中心に発生しており,出火件数は長期的には減少傾向にあるものの,近年は横ばいで推移しています。



第37図 松くい虫による被害区域面積及び被害材積 (出典: 県環境白書)

【施策の方向】
森林の状態や植生,所有の形態等に応じた保全・再生の推進

(2) 自然公園等

県内には,瀬戸内海国立公園,比婆道後帝釈国定公園,西中国山地国定公園及び6カ所の県立自然公園があり,それらの面積は県土の約4%を占めています。また,県内の優れた自然環境の保全を図るため,「広島県自然環境保全条例」に基づき「県自然環境保全地域⁴」の指定を行っています。

第2表 自然公園の面積 (出典: 県環境白書)

	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
			うち特別保護地区		
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	-
県立自然公園	6	6,441	6,441	-	-

第3表 県自然環境保全地域の地域数及び面積 (出典: 県環境白書)

	地域数	総面積 (ha)	特別地区		普通地区
県自然環境保全地域	27	2,054	1,248	806	

【施策の方向】
「自然公園法」「広島県自然環境保全条例」等に基づく優れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理

³ 森林・林業基本計画: この計画は,平成13年7月に施行された「森林・林業基本法」の「木材の生産を主体とした政策から,森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換する」という,新しい理念を具体化し,個々の施策を着実に進めていくため,同年10月26日に閣議決定された計画。21世紀の森林・林業・木材産業の長期ビジョンとして,関係者が取り組むべき課題を明らかにし,森林の多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標や,政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めている。

⁴ 自然環境保全地域: 自然環境の適正な保全を総合的に推進するため,「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地,すぐれた天然林,湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし,これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域が指定される。

(3) 水辺

河川

河川整備において、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性が認識され、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や親水性や景観に配慮した護岸整備が進められています。

- ・河川の持つ豊かな水辺環境を保全するため、江の川や長瀬川などの河川で、自然材を利用した護岸や、生物の生息環境に配慮した多自然型川づくりを行っている。
- ・沼田川においては魚類の遡上環境の改善を図るための川づくりを行っている。
- ・ラブリバー制度⁵では、馬洗川、山南川において河川愛護団体等、地元市町村及び河川管理者の三者が役割分担・連携して、良好な河川環境の維持と潤いのある水辺空間の形成を図っている。

海岸・海浜

自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 33%が残存するのみです。また、藻場・干潟も沿岸域の環境変化や開発行為等により減少し、生物の生息や海水の浄化などの環境保全機能の低下が懸念されているため、須波海岸、箱崎漁港海岸、豊島漁港海岸など 11 の海岸において周辺の景観や生態系などの自然環境と調和を図った人工海浜や離岸堤⁶、緩傾斜護岸の整備を行っています。

- ・自然の状態が維持され、海水浴や潮干狩で利用されている 19 ヶ所の海岸について、「広島県自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定している。

第 4 表 自然海浜保全地区数及び面積（出典：県環境白書）

	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

- ・自然海岸は、約 33%が残存するのみで、全国の 55.2%に比べ少なくなっている。

第 5 表 海岸線の状況（出典：環境庁自然環境保全基礎調査）

	自然海岸		半自然海岸		人工海岸		河口部		総延長 km
	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	
H5	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1075.3
S59	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1067.3
S53	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1056.5

- ・本県の藻場、干潟はそれぞれ 2,058ha、1,024ha となっており、沿岸域の環境変化や開発行為等により近年減少傾向にある。
- ・藻場のうち、沿岸の砂泥域に繁茂するアマモ場は、浅海域の砂泥地の埋立て等の開発による生育環境の悪化により減少が著しい。

第 6 表 藻場・干潟の現存面積と消滅面積（出典：環境庁自然環境保全基礎調査）

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積	現存面積	消滅面積
広島県	2,058	34	1,024	143
全国	201,154	6,403	51,462	4,076

⁵ **ラブリバー制度**：地域住民や企業、学校等の団体が、県（河川管理者）と市町村の協力のもとに河川の清掃美化等のボランティア活動を通じて、地域の共有財産である河川への愛着を深めるとともに、個性ある地域づくりを目指す制度である。

⁶ **離岸堤**：波打ち際の沖あいにおいて、コンクリートで製作した異形ブロックを海底から海面上まで積み上げ、人為的に波を弱める構造物。

その他の水辺

ダム貯水池，ため池，農業用水路などの水辺は，魚，昆虫をはじめ野鳥が活動し，水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており，地域住民にとって，散策，レクリエーションなど憩いの場所として，重要な役割を果たしています。

・本県には自然湖沼はないが，ダム建設による人工湖が多く存在している。また，県内には多くのため池が点在し，水資源を確保するとともに，豊かな野生生物を育む場として重要な役割を果たしている。

【施策の方向】

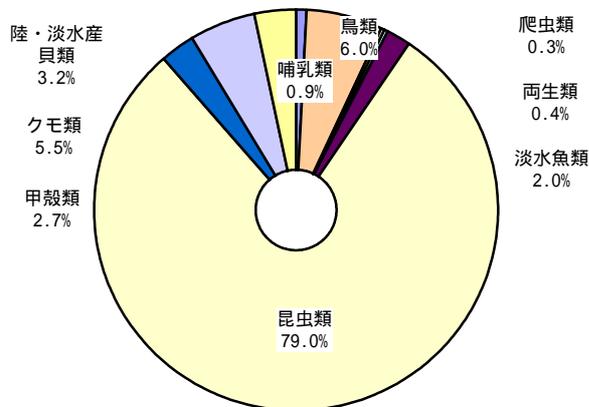
自然とのふれあいの場である河川や海岸・海浜などの水辺の生物の生息・育成環境に配慮した保全・再生

(4) 生物多様性

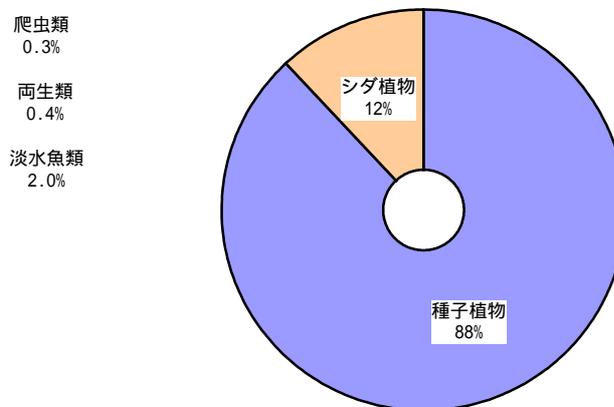
平成3年から平成6年に実施した「広島県緊急に保護を要する野生生物の種の選定調査」によると，県内に生息する動植物は762科7,510種が確認されていますが，そのうち動物122種，植物178種，合計300種は絶滅のおそれのある野生生物種として選定されています。

・本県は，中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地，そして気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり，その複雑な地形と多様な気候によって，豊富な生物相を呈している。

・「広島県緊急に保護を要する野生生物の種に関する選定調査」によると，県内では，哺乳類43種，鳥類295種，爬虫類16種，両生類19種，淡水魚類98種，昆虫類3,895種，甲殻類135種，クモ類271種，陸・淡水産貝類159種，合計4,931種の動物が，種子植物2,273種，シダ植物306種，合計2,579種の植物が確認されており，そのうち，動物122種，植物178種，計300種について絶滅のおそれのある野生生物種に選定されている。



第38図 広島県内に生息する野生生物種数（動物）
（出典：県環境白書）



第39図 広島県内に生息する野生生物種数（植物）
（出典：県環境白書）

このうち，緊急に保護対策を要するミヤジマトンボなどの動物7種，オグラセンノウなど植物4種の野生生物種を「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種等に指定しています。

今後，野生生物の科学的な個体数管理を行い，生物多様性を体系的に保全していくためには，野生生物の生息状況等に関する基礎的な調査を実施し，現状を把握するとともに，野生生物等に関する情報の提供を行い，野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、保護を要する野生生物の保護を進めるとともに、野生生物保護区の指定などにより、生息・生育圏の保全を図る必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣による農林業に対する深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

第7表 野生鳥獣による農作物被害額（単位：百万円）（出典：県調べ）

	H9	H10	H11	H12	H13年度
イノシシ	315	279	357	552	448
サル	23	25	25	33	31
シカ	21	24	18	23	27
その他獣類	32	48	47	50	45
鳥類	154	275	199	189	162
計	545	651	646	847	713

さらに、人間によって外国から持ち込まれた移入種が地域固有の生物や生態系に大きな脅威となっていることが指摘されています。

【施策の方向】

基礎的調査の実施及び体系的な基礎情報の整備

「広島県野生生物の種の保護に関する条例」等に基づく希少野生生物種の保護の推進

自然保護に関する各種制度等の活用による野生生物生息・生育域の保護・保全

有害鳥獣等の適正な個体数管理による共存の実現

移入種への適切な対応など野生生物の生息環境の保全と再生

2 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

(1) 身近なみどり

過疎化・高齢化が進行している農山漁村地域等では、里山⁷・農地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

・農山村地域等は、里山、水田、畑などの耕作地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息している。また、自然と人との関係でいえば、農林業という生産活動を通じて自然と人との対話がなされ、自然と人との頻繁で日常的なつきあいが行われることによって貴重な環境が保たれている。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活環境を創造していく必要があります。

⁷ 里山：市街地等の従来から林産物栽培、肥料、炭の生産等に利用されていた森林で、近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

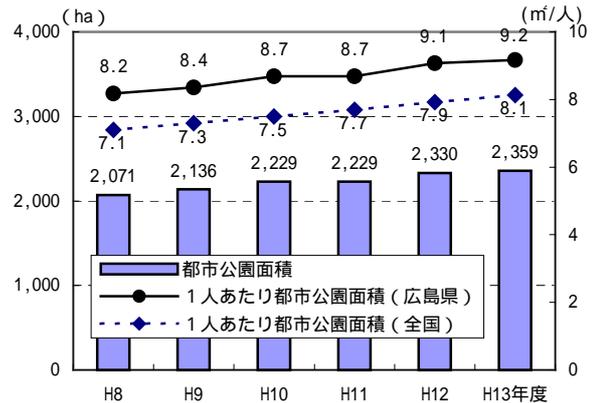
・都市公園は平成 12 年度末で 2,457 箇所，2,359ha が供用されており，都市計画区域内人口 1 人当たり公園面積は，9.17 m²となっている。

・緑地環境保全地域⁸は，平成 13 年度末で 22 ヶ所，818ha となっている。

都市の主要なみどりを構成する街路樹についても，都市景観の美化，緑蔭の提供による安らぎや快適性の向上，防塵，防風等効用，空気の清浄化等の働きや公園や緑地を結ぶ生態空間としての重要性が認識されつつあります。

・道路構造令の改正により，都市内幹線道路には，原則植樹帯を設置することとされている。

河川，溪流，海岸などの水辺について，地域の人々が親しみやすく，憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要があります。



第 40 図 都市公園面積及び 1 人当たり都市公園面積 (出典：県環境白書)

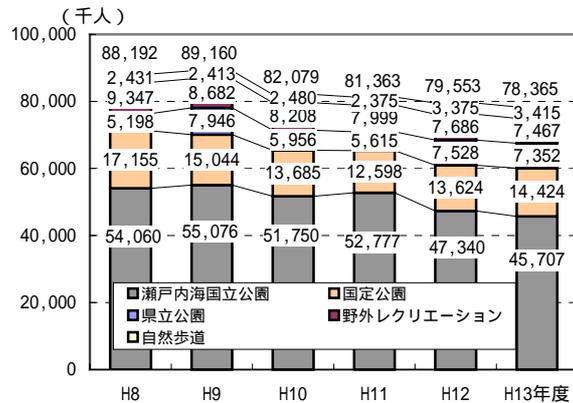
【施策の方向】

身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる農用地や里山林，都市公園などの保全と創造

(2) 自然とのふれあい

余暇時間の増加等に伴い自然とのふれあいを求める県民ニーズが高まっているものの，生活様式の変化等により自然公園等に求められる機能が多様化しており，施設・設備の老朽化等もあいまって，利用者数は減少傾向にあります。

・野外活動拠点として「県民の森」など 4 カ所を設置するとともに，長距離自然歩道として中国自然歩道，広島県自然歩道を整備している。



第 41 図 自然公園等利用者数の推移 (出典：県調べ)

【施策の方向】

県民の自然とのふれあいを増進する自然公園や野外レクリエーション施設の整備の推進

(3) 景観

本県は中国山地のみどり豊かな自然美，瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観，歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており，この優れた景観を県民共有の財産として守り育て，適切に次の世代に引き継ぐことが求められています。

・世界遺産に指定された宮島は本県を象徴する景観となっている。

⁸ 緑地環境保全地域：神社仏閣や古墳など，その地域を象徴する歴史的，文化的，社会的資産と自然が一体となっている地域や，市街地周辺部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など，その区域における自然環境を保全することが地域住民の良好な生活環境の維持に資するものを指定。

- ・県土の均衡のとれた景観形成を促進するため「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」を制定し、55市町村を景観指定地域や大規模行為届出対象地域に指定し、指導を行うとともに、県民や事業者等の参加・協力を得ながら、優れた自然環境の保全、美しい都市・田園景観の形成などを推進している。
- ・景観の整備として、すぐれた景観形成活動を行っている団体等を表彰するなどの景観に対する意識の啓発のほか、良好な町並み景観を創造するため、歩道の美装化を実施している。

【施策の方向】

瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造

(4) 歴史的・文化的資源

県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町村の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件となっており、全国的に指定・選定・登録文化財件数の多い県になっています。

- ・生活の知恵から生まれた民具や伝統工芸，伝統芸能，郷土料理や祭りといった豊かな文化も県内のいたるところに継承されている。

【施策の方向】

貴重な文化財の活用と次世代への継承